

報告日 令和 年 5 月 14 日

北九州市教育委員会教育長

北九州市立 中学校

北九州市立 中学校 いじめ重大事態報告書

1. 事案の概要

- (1) いじめが発生した日 令和 年 7 月 25 日
学校がいじめ事案を把握した（認知した）日 令和 年 7 月 26 日
重大事態としての認知日（重大事態調査開始を決定した日） 令和 年 11 月 10 日

(2) 児童生徒 A に関する情報（事案発生当時）

学年	当時 年	性別		年齢	当時 歳
	現在 年				現在 歳

(3) 学校の概要 ※校長名は現在。児童生徒数、学級数、教職員数は当時

学校名	北九州市立 中学校		
住所	福岡県北九州市		
電話番号	093-		
校長名		児童生徒数	名
学級数	学級	教員数	名

(4) いじめの概要

① 1号事案かつ2号事案

② 被害児童生徒・加害児童生徒（当時）

被害児童生徒 年 A

加害児童生徒 年 B

加害児童生徒 年 C

加害児童生徒 年 D

③ 事案の概要 (簡潔に、いつ、だれが、どのようなことをして、どうなった、)

令和■年7月25日昼前、Aは、友人からグループLINEに招待されて参加したが、同グループLINE内のB・C・Dが強制退会(ブロック)に関与し、数分間の間に、強制退会(ブロック)を3回繰り返すという事案が発生した。Aは、強制退会(ブロック)されたことによるストレスで、■■■■■■■■■■し、その後、学校を欠席するようになった。

④ 事案のきっかけ・契機

令和■年7月25日昼前、B・C・Dは、グループ通話で「グループLINEを荒そう(スタンプを連打したり、強制退会させたりしよう)」という話をしていた。ちょうどその通話中に、Aが友人(以下、【E】とする)から招待され、参加してきたので、DがAを強制退会させた。しかし、すぐにまたEがAを招待し、Aは参加した。Cは、EがグループLINEを「消さないで」といったのを「(AがグループLINEを)消す」といっていると勘違いし、Aを強制退会させた。するとまたEがAを招待し、Aが参加した。BがDに「もう1回やって」と言ったので、Dは、Aを強制退会させた。その後、CとDは、Aに悪いことをしたという気持ちになり、お互いを強制退会させ合った。そして、このグループLINE自体も消去した。

2. 学校の対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害児童(生徒)を守り通すとともに、加害児童(生徒)には毅然とした態度で指導する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

「■■■■中学校 いじめ防止基本方針」より

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

年月日	対応内容
1学期(4~7月)	本校では、毎月「生活アンケート」毎学期「■■■■■■■■■■アンケート」をとり、学校生活に関する不安がないか、いじめ等で嫌な思い

	<p>していないかを確認している。(1学期(4月～7月)行われたアンケートでは、Aからの悩み事などは、あがっていなかった。)※確認済</p> <p>また、6月には教育相談を行い、学級担任と生徒一人ずつ相談活動をしている。(教育相談の中でも、Aからの相談事はなかった。)</p>
<p>令和 年7月26日</p>	<p>Aの母から 中学校に電話があり、Aの学級担任が対応した。「(Eから聞いたが)昨日、AがEから招待されグループLINEに参加したところ、B・C・Dから複数回にわたって強制退会させられた。どうしてそんなことをするのかを知りたい、加害者のB・C・Dと直接会って話したい。」という内容であった。</p> <p>Aの学級担任は、AとEに事実確認をしても良いかとAの母に確認した。母から了承がとれたため、学級担任と学年主任がAとEに、部活動終了後、学校で事実確認を行った。</p> <p>Aは、この件に関してB・C・Dとの接触・謝罪を拒み、「3人とは話したくない。(母はどうしてそんなことをしたか知りたいといっているが)私は知りたくない。」と話した。学級担任・学年主任から「先生たちが直接3人に指導することもできるし、Aさんが3人と直接的なかかわりを持ちたくないのであれば、夏休み明けの学年集会でSNSの取扱いについて全体に指導することもできる。ただ、3人からの事情を聞いて、間違っていることは、きちんと話(指導)をした方がいいと思う。」と伝えた。Aは「学年集会の形の方がいいかも…」という感じで話した。学級担任と学年主任は、「今から家に帰って、どういう形で進めるのがよいか、おうちの人ともよく話し合ってみてね。」といってAを帰宅させた。</p> <p>Aが帰宅する前に、学級担任よりAの母に電話連絡をした。学級担任が家庭訪問を申し出るが、必要ないとのことだったので、電話でAと話した内容を伝え、「どの方法が本人にとって一番よいのか、お家で話しをしてください。」と伝えた。その後、Aの母より学級担任に電話が入り、夏休み中に学校側から3人に話を聞き、指導をすることになった。(担任からAの母に夏季休業中・出張等もあるので、3人の聞き取りには時間をいただきたいこと、その内容については、分かり次第また報告することを伝えた。)</p> <p>学級担任が学校長に今回の事案について報告し、今後の対応(3人への聞き取りの手順・3人の保護者への連絡)についても協議した。</p>

<p>令和 年 8 月 2 日</p>	<p>D に部活動終了後、聞き取り・指導 (学級担任) B の父に電話で本事案の概略を説明 (学級担任) B と B の父が来校。B は「自分は直接退会させていない。」と言っているが…?→強制退会があったことは事実。(学級担任)</p>
<p>令和 年 8 月 3 日</p>	<p>D と D の母に来校してもらい、本事案について説明。(学級担任) 家でもこのようなことがないように注意喚起をしよう。 C に来校してもらい、聞き取り・指導 (学級担任) C の母に電話で本事案について説明 (学級担任) 家でもこのようなことがないように注意喚起をしよう。</p>
<p>令和 年 8 月 7 日</p> <p style="text-align: center;">夏季休業中</p>	<p>学級担任より、A の母に電話をした、家庭訪問は必要ないということだったので、電話で、これまでの3人からの聞き取り内容・3人への指導内容・3人の保護者に報告した時の様子等を伝えた。A の母からは、学校側の対応について了承を得た。A の母親は学級担任に、「ただ、 」ので心配している。」と話した。学級担任から A の母親に「今後も気になることがあれば (夏季休業中でも) すぐに連絡をください。」と伝えて報告を終えた。</p> <p>※学級担任が学校長・学年職員と今回の事案の情報を共有し、今後の対応 (学年集会で SNS についての注意喚起すること・2 学期以降の A の見守り) についても協議した。</p> <p>※職員研修の際に、学校長・学級担任より本事案についての経過を報告し、全職員で共有した。</p> <p>※夏季休業中に A の母からの連絡はなかった。</p>
<p>令和 年 8 月 28 日</p>	<p>A の母より市教委に「A の 」なっている。ストレスの原因の B・C・D に 。」との連絡が入る。 市教委から学校長に連絡が入り、学校長はこれまでの経緯を説明した。 学級担任より A の母に電話連絡をしたところ、学級担任に「直接加害者側の親と話がしたいから明日学校に呼んでほしい。」との話があった。学級担任から A の母親に「(前回 A と話した時には、加害者側との接触を避けていたので) A の気持ちを確認させてほしい。」と伝えたが、「(A の母の) 携帯電話の番号を加害者側の保護者に伝えて、(A の母に) 電話するように伝えてほしい。」とのことだった。 学級担任より B・C・D の親に A の母の意向を伝えた。</p>

令和 年 8 月 30 日

各家庭よりそれぞれ A の母に電話をした。各々の保護者から謝罪の意とお詫びに行きたい旨を伝えるが、A の母は申し出を断った。

その後、A の母から、学級担任に「電話からは謝罪の意が感じられない。」と連絡が入った。

E から学級担任に「A から、引越して転校することを聞いた。周りの人にも言って回っている。」と相談があった。学級担任から E へは、「学校はまだ(Aさんから)何も聞いていない。いずれにしても、周りで広めたりすることではない。」と伝えた。

※生徒指導委員会で、本事案について検討し、次の2点を確認した。

- ・学校では、等の話はできない。
- ・本事案について、謝罪の場を設定する。

(ただし、A の気持ちに寄り添って、A の意向を最優先にする。)

学級担任が A の母親に電話をし、生徒指導委員会の中で確認した内容を伝え、A の母と謝罪の会の候補日を挙げた。

学級担任が B・C・D 保護者に電話連絡をし、日程の調整をした。9月1日19:00から、話し合いの場(謝罪の会)を設けることになった。

学級担任が A の母親に電話をし、「謝罪の会」の流れを確認した。A の母は、A は連れて行かないこと・ をすると言われた。学校では、 を何度も伝えるが、再度申し出があった。学校長が電話を代わり「学校で は一切できない。 ならば、謝罪の会はできない。子ども達にぜひ謝罪の機会を与えてほしいので、A さんを連れてきてもらえるありがたい。しかし、あくまでもAさんの気持ちを優先してほしいので、すぐに無理であれば、謝罪の会を延期しても構わないと思っている。」と伝えた。A の母親は学校長に「謝罪の場と は切り離して考える。」と話し、了解を得た。

令和 年 9 月 1 日

A・B・C・D とその保護者、学校側からは学校長・1年職員(学年主任・学級担任・生徒指導主事)が参加し、「謝罪の会」を開いた。

- ・担任より現時点での確認できている状況を報告した。
- ・B・C・D 本人それぞれより A に対して謝罪を行った。
- ・B・C・D それぞれの保護者より A と A の保護者に対して謝罪を行った。

- ・Aの母よりB・C・Dとそれぞれの保護者に対して話があった。
- ・学年主任より今後の学校生活について話があった。
- ・学校長より、今後の学校生活について話があった。

Aの母より各家庭の保護者に診断書と[]が渡された。

また、加害側の保護者より、当日、[]も渡されていたことを聞いた。

令和[]年9月4日

19:30頃、Aの母より[]中学校に電話連絡が入り、Aの学級担任が対応した。Aの母は学級担任に「今日、Aが友人Eから『[]』と聞かれたと言っているが、どうなっているのか。また、B・C・Dと何かトラブルがあっているのではないか。また、「謝罪の会」でのことをB・C・Dが口外しているのではないか。」と心配している様子であった。そのため、Aの学級担任はAの母に「なぜEが、Aに『[]』と聞いたのか」と「B・C・Dが謝罪の会のことを他言していないか」を聞いてもよいかと確認をとり、了承を得た。

令和[]年9月5日

生徒登校後、まずBの学級担任が、B・Dに対して、「謝罪の会」での内容を他言していないかの確認をとったところ、2人とも他言していないとのことであった。(Cはこの日欠席していた)

Bの学級担任はB・Dに、今後もAの気持ちを考えて他言することのないように、また言動にはくれぐれも気を付けるよう指導した。

放課後、Aの学級担任がEに、「なぜAに対して『[]』と尋ねたのか」を確認したところ、学級の女子生徒(以下【F】とする)から、「ストレスのためAの[]こと」、「Aの母が謝罪の会の中で、『Aの[]』と言っていたこと」を聞いたからとのことであった。

それをふまえ、Aの学級担任がFに対して、上記内容を誰から聞いたのか確認したところ、学級の女子生徒(以下【G】とする)から聞いたとのことであった。その後、さらにGから上記内容のことを誰から聞いたのか確認したところ、Dから聞いたとのことであった。

Aの学級担任はE・F・Gに、「今回の件では、Aがとてもつらい思いをしている。安易に話題にしたり、他言したりするようなことではない。また、本人にかける言葉にも配慮が必要だ。」という内容を伝えた。

<p>令和 年 9 月 6 日</p>	<p>その後、学年職員2名でG宅に家庭訪問を行い、学年職員からDに「謝罪の会」に関して、LINE上でやりとりをしたかの確認を行った。実際に、GのスマートフォンのDとのトーク画面を確認したが、そのようなやりとりは確認できなかった。(DのLINE上で、Gは友達追加もされていなかった。)</p> <p>Aの学級担任と学年主任で、「謝罪の会」に関することをDから聞いた可能性のある6名の生徒に、「Aに関することでDから何か聞いたことはあるか」の確認をとった。すると、E・F・Gの生徒以外は、特に何も聞いていないとの確認がとれた。</p> <p>また、改めてDに「『謝罪の会』に関するやりとりをLINE上でGとしたと言っていたが、GのLINEのトーク画面ではそのようなやりとりは確認できなかった」と伝え、と、「正直記憶が曖昧になっている」とDが話した。そのため、LINE上で「謝罪の会」に関するやりとりをしたことに関しては、Dの勘違いである可能性も出てきた。(本人の記憶が曖昧であり、LINEのトーク画面を確認してもDとGがやりとりした事実が確認できなかったため、事実確認が難しい状況である。)</p> <p>放課後、Aの学級担任がAの母に電話連絡をした。9月5日の時点では、DがGに対して、「謝罪の会」のことをLINE上で伝えていたと言っていたが、GのLINEのトーク画面からその事実は確認できなかったこと、「謝罪の会」に関する情報を知り得ているかもしれない生徒に確認をとったが、E・F・G以外の生徒は何も聞いていなかったことを伝えた。</p> <p>以上を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「謝罪の会」の内容に関してはクラスで広まっていないこと。 ・Dが、聞かれたから答えたとはいえ、E・F・Gに「謝罪の会」でのことを他言してしまったことに関しては、学年職員で指導を行ったこと <p>以上2点を改めて学級担任からAの母に伝えた。</p>
<p>令和 年 2 月 2 9 日</p>	<p>校内いじめ対策委員会を開き、本件の調査書提出までの、対応等を確認、検討した。</p>
<p>令和 年 3 月 1 1 日</p>	<p>加害生徒と保護者に調査事項の聞き取りについて、説明を行った。 (2家庭)</p>
<p>令和 年 3 月 1 2 日</p>	<p>加害生徒と保護者に調査事項の聞き取りについて、説明を行った。 (1家庭)</p>

<p>令和 年 3 月 13 日</p>	<p>校内いじめ対策委員会より、加害生徒に対して調査事項の聞き取りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案についての聞き取り (概要についての確認 → 担任より) ・確認内容について本人の思い ・SC から聞き取り
<p>【本事案に対する対応】</p>	<p>※生徒指導委員会・いじめ問題対策委員会の開催</p> <p>8/30 (事案報告)</p> <p>9/15 いじめ問題対策委員会(経過報告・いじめの認知)</p> <p>10/5 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>10/25 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>11/10 (経過報告・いじめ重大事態として認知)</p> <p style="padding-left: 40px;">欠席日数(30日以上)・ 診断書有)</p> <p>12/1 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>1/12 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>1/26 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>2/9 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>2/28 (経過報告・今後の方向性について協議)</p> <p>2/29 (校内いじめ問題対策委員会)</p> <p style="padding-left: 40px;">↑外部関係者(SC・SSW・市教委)来校</p> <p>3/11・12 加害生徒・保護者に聞き取りの説明</p> <p>3/13 スクールカウンセラーからの聞き取りを実施</p> <p>4/18 新年度 校内いじめ問題対策委員会(新メンバーの確認)</p> <p>5/14 (報告書の最終確認)</p> <p>※職員会議 (経過・今後の方向性について報告)</p> <p>8/28 9/29 11/6 12/22 1/9 1/15 2/28</p> <p>※終礼 (経過・今後の方向性について報告)</p> <p>9/1 9/8 9/15 9/22 10/6 10/13 10/20</p> <p>11/2 11/10 11/17 11/24 12/8 12/15</p> <p>1/12 1/19 1/26 2/2 2/9 2/16</p>

	<p>●本事業発覚当日から、経過・指導等については、逐一、学級担任から、学校長・生徒指導主事に報告・相談を行い、学年職員とも共有している。</p> <p>●いじめ問題対策委員会・職員会議・終礼では、必ず本事業についての報告・経過説明をし、職員に周知した。</p>
--	---

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

年月日	対応内容
令和 年 7 月 26 日	<p>Aの学級担任と学年主任がAに事実確認を行ったところ、Aは「もうグループLINEには入りたくない。それでもグループLINEに招待してくる人がいるが、もう招待しなくていいと思っている。B・C・Dとは直接会って話したくない。」と言っていた。Aの母はB・C・DにどうしてグループLINEからAを退会させたのかを知りたいと言っていたが、Aは知りたくないと話した。以上のことを踏まえ、B・C・Dに対して先生たちから指導をするか、(AがB・C・Dと直接的な関わりをもちたくないのであれば)夏休み明けの学年集会でSNSの扱い方について学年全体を通して指導をするか、どのような形で指導を行った方がいいかを家に帰った後、お家の人とも相談して考えてみてと学級担任からAに告げ、Aが帰宅した。</p> <p>・その後、Aの学級担任からAの母に電話連絡を行い、Aと話した内容を伝えた。AがB・C・Dと直接話したくないと言っていたことから、B・C・Dに対して学校側で事実確認・指導を行うことを母に伝え、了承を得た。</p>
令和 年 8 月 7 日	<p>B・C・Dへの事実確認・指導を行った内容を、Aの学級担任からAの母に電話で報告した。Aの母は学級担任に、「(対応してもらい)ありがとうございました。」と言っていたが、「Aの での心配している」とも話したため、学級担任はAの母に「今後も気になることがあれば(夏季休業中でも)すぐに学校に連絡してください」と伝えた。</p>

<p>夏季休業中</p>	<p>※夏季休業中に A の母からの連絡はなかった。</p>
<p>令和 年 8 月 28 日</p>	<p>2 学期始業式当日、A は朝早くから登校した。学校長や A の学級担任が A に声をかけ、夏休み中のことなどについて会話をしたり、「困っていることはないか」と声をかけたりした。A は「大丈夫です」と答えていた。</p> <p>学年集会の中で、SNS の扱いや、危険性についての指導を行った。今回の内容だけに特定せず、学年全体に対して指導した。</p>
<p>令和 年 9 月 1 日</p>	<p>A ・ B ・ C ・ D とその保護者、学校長、学年職員同席のもと、学校で謝罪の会を設け、B ・ C ・ D、またその保護者が A と A の保護者に対して謝罪を行った。</p>
<p>令和 年 9 月 4 日</p>	<p>A は朝早くから登校。登校時、学校長・学級担任より A に声をかける。A は明るく返答したように見受けられた。</p> <p>A の母より学級担任に、「A が級友から『 』と聞かれたみたいだが、『謝罪の会』でのやりとりが他の生徒に知れ渡っているのではないかと心配する電話が入ったため、翌日以降、すぐに事実確認をすることを A の母に伝え、了承を得た。</p>
<p>令和 年 9 月 5 日</p>	<p>学年職員で事実確認を行い、その日確認ができた内容（D が級友から聞かれ、「謝罪の会」に関することを言ってしまったこと）を A の母に A の学級担任から電話で伝える。</p>
<p>令和 年 9 月 6 日</p>	<p>更に細かく事実確認を行い、「謝罪の会」に関することはクラス内で広まっていないことを、学級担任より A の母に電話で伝える。（E ・ F ・ G の 3 名のみは、「謝罪の会」に関することを D から人を介して聞いているようであることは A の母に伝達済み）</p>
<p>令和 年 9 月 19 日</p>	<p>A の母より、「A がストレスで学校に行ける状態ではない」との連絡を A の学級担任が受けた、A の学級担任から A の母に学校でオンライン授業を受けられるよう対応を行うことを確認した。</p>
<p>令和 年 9 月 27 日</p>	<p>A の母が不登校等支援センターに「 での参加を希望したい」と連絡を入れた。それを受け、A の学級担任は A の母に「 への参加方法を伝え、使用する教材の準備等を行った。</p>

<p>令和 年 9 月 29 日</p>	<p>A の担任が A の母親に電話連絡をした際、9 月 30 日に転居をするとの報告を受けた。また、A の母親は A の学級担任に「11 月 8 日まで Wi-Fi が繋がらないため、オンラインでの授業への参加ができない」と話した。それを踏まえ、A の学級担任より、A の母親に学校の貸し出しルーターを使用すればオンラインへの参加が可能であることを伝えた。A の母は A の学級担任に「検討してみます」と答えた。</p>
<p>令和 年 10 月 5 日</p>	<p>校内生徒指導委員会の中で、A の日頃の様子などを踏まえ、今後学校として行っていくべき対応について検討した。</p>
<p>令和 年 11 月 10 日</p>	<p>校内生徒指導委員会で、欠席日数(30日以上)・ (診断書有)の理由により、いじめ重大事態と認知することを確認し、教職員に周知した。また、このことについて学級担任より A の母に電話で伝えた。</p>
<p>令和 年 11 月 14 日</p>	<p>A と A の母が来校。学校長と A の学級担任が対応した。 校内生徒指導委員会で、いじめ重大事態として認知したことを報告した。 校長より A に「9 月以降、 中の生徒との接触はないか、SNS で嫌な思いはしていないか」等を尋ねたところ、A は「大丈夫です」と返答した。今後は「 」へ参加していくとのことであったが、学級担任と話したり相談したりしたいときは、いつでも連絡してくださいと A の学級担任より A と A の母に伝えた。</p>
<p>令和 年 11 月 22 日</p>	<p> から学校長に連絡が入り、 のための面談で、A の母が を希望したことが分かった。(しているとのことであった。)</p>
<p>令和 年 11 月 27 日</p>	<p>A と A 母に来校してもらい、学校長が意思を確認した。A と A 母は学校長に を希望したため、学校長は急遽、 を行う準備をした。 A は 12 月 4 日(11 月から延期)から予定していた 中学校への転校はせず、 中に在籍のまま「 」を活用することを希望した。A の母親は、「 」に連絡を取り、 を行った。</p>

令和 年 12月6日	A と A の母親は に をお願いしていたが、A が発熱したため、3 学期に延期になった。
令和 年 12月26日	A と A の母親が を受ける。 から学校長に連絡が入る。 から学校長に、来年度から することになったと報告があった。
令和 年 1月22日	現在は A の学級担任が など関係機関と連絡を密にとり、A の様子を聞くようにしている。関係機関からは元気に、楽しそうに通っているとのことを確認している。

(4) いじめた児童（生徒）への指導又はその保護者への助言

年月日	対応内容
令和 年 8月2日	<p>A (D) の学級担任が D に対して、D が A をグループ LINE から強制退会させたかどうか事実確認を行った。D は A をグループ LINE から強制退会させた事実を認めた。</p> <p>A の学級担任は D に、誰かを傷つけたり、不快にさせたりする SNS の使い方は今後一切しないこと、また、不特定多数の人が加入している LINE グループ上での発言は特に気をつけることを指導した。</p> <p>B の学級担任が、B の父に「7月25日に、B・C・D が A を LINE グループから強制退会させていた」という相談が学校に入ったことを報告した。その後、B と B の父が来校した。B は B の学級担任に、「B 自身は、強制退会はさせていない」と話した。（その後の指導の中で、2 度目の強制退会で、指示を出していたことが判明した。）</p>
令和 年 8月3日	D と D の母が来校し、A (D) の学級担任が対応した。A の学級担任は D の母親に、D が A を LINE グループ上で強制退会させたことと D へ指導した内容を D の母に伝え、今後 SNS の扱いについても家で話しをするようお願いした。

	<p>A (C) の学級担任が C に、C が A をグループ LINE から強制退会させたのかどうかの事実確認を学校で行った。C は A を強制退会させた事実を認めた。(直接 A を強制退会させたのは、C と D であるとのこと確認できた。) A の担任から C に誰かを傷つけたり、不快にさせたりする SNS の使い方は今後一切しないこと、また、不特定多数の人が加入している LINE グループ上での発言は特に気をつけることを指導した。</p> <p>その後、A (C) の学級担任より C の母に電話連絡を行い、C が A を LINE グループ上で強制退会させていたことと C へ指導した内容を伝え、今後 SNS の扱いについても家で話しをするようお願いした。</p>
<p>令和 年 8 月 28 日</p>	<p>A の母より B の学級担任に連絡が入る。A の母は B の学級担任に「7月25日、B は C や D に対して、A をグループ LINE から強制退会させるように指示していた」と話した。B の学級担任が A の母親の話を受け、B に話を聞くために B の家に家庭訪問を行った。B の学級担任が B に事実確認を行うと、B は C や D に強制退会させるように指示していたことを認めた。</p> <p>B の学級担任より B に対して、8月2日の時点で正直に事実を言わなかったこと、SNS の扱い方に関して指導を行い、B の父にも今後 B の SNS の扱い方に関して、注意して見守るように伝えた。</p>
<p>令和 年 8 月 29 日</p>	<p>学年職員より、B・C・D に対して、改めて今回の事案に関する事実確認を行った。A が深く傷ついていることを理解すること、また、今回のことを周りの人に絶対口外しないことを指導した。</p>
<p>令和 年 8 月 30 日</p>	<p>9月1日に被害生徒と加害生徒本人、両保護者の、謝罪の場を設けることになったため、各担任から加害生徒に自分の言葉で、誠意をもって A に謝罪の気持ちを伝えるよう話をした。</p>
<p>令和 年 9 月 5 日・6 日</p>	<p>各担任から加害生徒に本事案に関して、B・C・D に他言していないかの確認を行った。特に D には、悪気がないとはいえ、口外することではないことを念押しした。</p> <p>また、各担任から情報を知った生徒 E・F・G にも、A 本人をさらに傷つけることのないよう配慮ある言動を心がけるように指導した。</p>

(5) いじめが起きた集団への働きかけ	
年月日	対応内容
入学前	<p>新入生説明会の時に、生徒指導主事より携帯電話の取り扱いなどについての話をした。(本校は、携帯の持ち込みは許可制で、保護者から学校長に申請することになっている。(A 保護者からの申請はない。) 学校でも SNS の取り扱いについての指導はするが、携帯を子どもに持たせるのは、保護者の責任であることや家庭内で携帯電話の使い方の約束事を話し合うことように伝えている)</p>
1 学期	<p>毎月「生活アンケート」、学期に 1 回「 アンケート」を行い、学校生活での不安感・困り感、いじめなどで嫌な思いをしている生徒がいないかの調査をして対応している。</p> <p>(1 学期のアンケートでは、いじめなどの事案はあがっていない。)</p> <p>6 月に学級担任と教育相談を行い、生徒の悩み事などを聞き、対応している。</p> <p>(教育相談の時には、A からのいじめ等に関する相談はなかった。)</p>
令和 年 7 月 20 日	<p>終業式後、全校生徒に向けて生徒指導主事から「夏休みの生活心得」について話をした。その中で SNS の使い方・トラブルのないように、伝えている。</p>
令和 年 8 月 28 日	<p>始業式後、学年集会を開き、学年主任・生徒指導主事より、学年生徒全体に対して、SNS の扱い方について指導を行った。</p> <p>(今回の事案が特定されないように配慮しながら行っている。)</p>
令和 年 9 月 28 日	<p>暴力団排除教室の中で、講師より SNS の使い方などについての話をした。その後、教室で振り返りを行った。</p>

3. 重大事態の調査について

(1) 調査組織の名称（学校のいじめ問題対策委員会）

校内いじめ問題対策委員会

(2) 調査委員の構成状況（調査委員の肩書・役職や人数、専門性も記載）

R年度《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長		教務主任	
教頭		1 学年主任	
生徒指導主事		2 学年主任	
養護教諭		3 学年主任	

《外部関係者》

役職	氏名	役職	氏名
スクールカウンセラー		スクールソーシャルワーカー	
スクールカウンセラー		スクールサポーター	

R年度《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長		教務主任	
教頭		1 学年主任	
生徒指導主事		2 学年主任	
養護教諭		3 学年主任	

《外部関係者》

役職	氏名	役職	氏名
スクールカウンセラー		スクールソーシャルワーカー	
		スクールサポーター	

《北九州市教育委員会》

指導主事			
------	--	--	--

(3) 調査事項（被害児童生徒及び保護者が調査を求めた「いじめ」の訴えの内容）についての検討

被害児童生徒が調査を求めた「いじめ」の訴えの内容	事実として確認ができた内容 (確認ができなかった場合にはその理由を記載する)
7月25日グループLINEからAを強制退会させたこと	C・Dは強制退会させた。 Bは、直接強制退会はさせていないが、Dに指示した。
9月5日の友人に対する学級担任の聞き取り	Aの保護者の要請に従い、級友E・F・Gに対して、学級担任および学年職員より個別に聞き取り・指導を行った。

(4) 調査対象及び調査方法(例:面談による聞き取りやアンケート調査、過去のアンケートなど、)

B・C・D ⇒ 学級担任および学年職員の面談による聞き取り
友人(E・F・G) ⇒ 学級担任および学年職員の面談による聞き取り
学年全体 ⇒ 過去のアンケート調査(月1回「生活アンケート」 学期1回「 アンケート」)

(5) いじめ行為の認定

※「(4) 調査事項」において事実として確認できた内容が「いじめ」に該当するかを記載する。

【いじめの定義】「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法2条1項)

事実として確認ができた内容	「いじめ」であると認定できるか否か
グループLINEからの強制退会	欠席日数(30日以上)・ (診断書あり)⇒認定

4 今後の本事業への対応方針

(1) 被害児童生徒への支援内容

被害生徒の心のケアを最優先とし、一日も早く学校、もしくは関係機関で学習等に励める環境を整えるために、保護者と連携、協力をしていく。

現在、 に参加することができている。来年度からの就学先である への登校につなげるため、本人への声かけや支援を行うとともに、 へも現在の状況を伝えて必要な配慮をしてもらうよう伝達する。

(2) 関係児童生徒への指導内容

加害側の生徒へは、事情の聞き取りから指導・謝罪まで、担任をはじめ教職員一同、毅然とした態度で対応した。また、被害側・加害側両保護者への連絡も密に行い、学校と保護者が協力して子ども達の指導に当たれるようお願いした。(連絡がとれない日もあったが)

事案発生後から加害側の生徒は、心身の不調を訴えて休みがちになったが、今の自分たちにできることを考えさせ、

- ・同じ過ちを繰り返さないようにすること
- ・毎日元気に学校に来ること

について、継続的に指導している。

(3) 本事案を通して浮き彫りになった課題

OSNS の取り扱いについて、授業や集会・講演会などで指導・啓発はしてきているものの、指導が及ばない。(特に長期休業中)

○本来は、教員が複数で事情を聴くべきだが、教員の数が限られており、単独で聴取・指導を行った場面があった。

○保護者になかなか連絡がとれないことがある。

(4) 課題を踏まえた再発防止策等

〈生徒向け〉

○年度はじめや長期休業前後の全校集会や学年集会・学活で、生徒指導主事・生徒指導担当・担任から SNS の正しい使い方に関する話をする。

○専門家を招聘し、SNS の取扱いに関する講演会を開催する。

○授業や学級活動・部活動など、あらゆる学校生活の中で、相手の気持ちを考え、思いやりの心をもって考動できるように生徒を育成する。

〈保護者向け〉

○生徒が受講する SNS の取扱いに関する講演会に、保護者の参加を呼び掛ける。

○携帯電話(原則禁止)を学校に携帯する場合は、保護者から申請書を提出してもらい、許可証を出した場合のみ認める。

○連絡がとれない保護者から折り返しがあつた時に備えて、「いつ・誰が・何の用件で」着信を残したかがわかるように、不在時連絡ボードを活用する。

〈教職員向け〉

○年度はじめ、生徒指導に関する職員会議の中で、生徒指導を行う際の配慮すべき事項（聞き取りは複数で行う・必ず記録を残す・保護者への連絡はできる限り家庭訪問（複数）で行う等）について共通理解を図る。

○教育委員会生徒指導課に、教職員向けの SNS に関する研修を要請し、職員の SNS に関する危機管理意識を高め、生徒に適切な指導ができるようにする。

○今後とも生徒に寄り添い、いじめの早期発見に努める。また、事象が発覚した時は、速やかに毅然とした態度で組織的に対応する。

○常日頃の学校生活の中で、人に優しく思いやりをもった生徒の育成を図る。

※今後とも、生徒・教職員だけでなく、保護者や地域にも理解・協力を仰ぎ、SNS などに関する啓発活動を継続していく必要がある。